

駐車場使用契約書

(契約の締結)

第1条 府中日鋼団地管理組合（以下「甲」という。）と 駐車場使用者（以下「乙」という。）とは、甲の「駐車場利用規則」（以下「利用規則」という。）に基づき、甲の駐車場（以下「駐車場」という。）に乙の使用する自動車を駐車するため、以下の条項により駐車場使用契約を締結する。

(駐車場所)

第2条 乙が使用する駐車場所は、_____ 場所 の _____ 番 に定める。

(駐車する自動車)

第3条 乙が駐車する自動車（以下「契約自動車」という。）は、駐車場使用契約申込書に記載されたものに限る。

2 乙は、利用規則に定める届出により契約自動車を変更することができる。

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和 3 年 1 月 1 日より令和 4 年 12 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の場合は甲乙合議の上、本契約を1ヵ年自動延長することができる。

2 乙が契約期間中に解約しようとするときは、その1ヵ月前までに利用規則に定める届出を行わなければならない。

(駐車場使用料)

第5条 駐車場使用料は、月額 _____ 10,000 _____ 円とする。

2 乙は、偶数月の10日に当月分と翌月分の使用料を甲指定の金融機関に振込むこととする。ただし口座引落しの場合の手数料は甲の負担とする。なお、月の途中より契約又は解約する場合は、日割り計算とする。

(目的外使用及び第三者使用の禁止)

第6条 乙は、駐車場を物品の保管など他の目的に使用してはならない。又第三者に使用させてはならない。

(保管等の責任)

第7条 駐車場における契約自動車の保管等については、乙の責任において行わなければならない。

(事故解決等の責任)

第8条 乙は、甲の敷地内において契約自動車の運行による事故及び紛争が発生したときには、乙の責任においてその解決又は処理にあたらなければならない。

(甲の免責)

第9条 甲は、乙の車両並びに積載物に関する天災、火災、盗難、破損、その他これに類する一切の事故について何ら責任を負わないものとする。

(違反及び滞納)

第10条 甲は、乙が利用規則に違反した場合及び使用料を3ヵ月滞納した場合、何らの催促も要せずに本契約を解除でき、乙は即時に駐車場を明け渡すものとする。

2 甲は、乙が前項の明渡しを6ヵ月以上にわたって履行しない場合、乙の契約自動車を撤去又は処分することができる。ただし、撤去又は処分に要した費用は、乙が負担することとする。

(乙の保証人)

第11条 乙が占有者の場合、乙の保証人は、乙と連帯して本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

2 乙の保証人は、乙が占有する住戸の所有者など保証人の責任と資格を有する者とする。

(利用規則の変更)

第12条 上記の規定にかかわらず、利用規則に変更があったときは、乙はこれに従わなければならない。

(契約に定めなき事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、府中日鋼団地の「管理組合同約」及び「駐車場利用規則」の定めるところによる。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を保有する。

ただし賃借者の場合、本契約書を3通作成し、甲乙及び乙の保証人共署名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

日鋼団地管理組合

住 所 府中市日鋼町1番地の3

理事長 鈴木芳治 印

乙

駐車場使用者

住 所 府中市日鋼団地 号棟 号室

電 話

氏 名 印

乙の保証人

乙との関係

住 所

電 話

氏 名 印